

生活支援型訪問サービスの従事者に対する一定の研修について

松山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱第43条第1項に規定する市長が認める者とは、一定の研修受講者とし、その研修の内容等について下記のとおり定める。

記

1. 研修の実施方法等について

- (1) 研修は、各事業所において実施することにする。
- (2) 研修の実施方法は、講義形式とし、介護職員初任者研修用のテキスト等を参考に、6～8時間を目安に実施すること。なお、各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りが無いよう十分留意すること。
- (3) 事業者は、研修を実施した場合は、その内容（研修資料、講師名（資格）、講義時間数、受講者名簿等）を記録しておくこと。
- (4) 事業者は、研修を修了した者に対して研修修了証を発行すること。

2. 研修の項目等について

- (1) 研修の項目・目的は、介護職員初任者研修のカリキュラムの中から、最低限必要な項目等を以下のとおり示す。

研修項目	介護職員初任者研修カリキュラム		研修の目的
	科目	内容	
1. 介護保険制度に対する理解	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	介護保険制度	介護保険制度の目的、サービス利用の流れ等その概要のポイントを理解する。 利用者の尊厳のある暮らしを支えるとともに、自立支援・介護予防というサービス提供に当たっての基本的視点等を理解する。
	介護における尊厳の保持・自立支援	人権と尊厳を支える介護 自立に向けた介護	
2. 高齢者に対する理解	老化の理解	高齢化に伴うこころとからだの変化と日常	加齢・老化に伴う心身の変化や高齢者に多い疾病の種類等について理解する。
		高齢者と健康	

3. 認知症に対する理解	認知症の理解	認知症を取り巻く状況	認知症の概念、認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴など、認知症について正しく理解する。
		医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	
		認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	
		家族への支援	
4. 職務に対する理解	介護の基本	介護職の役割、専門性と多職種との連携	従事者に求められる役割や職業倫理、職務におけるリスクとその対応策等について理解する。
		介護職の職業倫理	
		介護における安全の確保とリスクマネジメント	
		介護職の安全	
	介護におけるコミュニケーション技術	介護におけるコミュニケーション	介護におけるコミュニケーションの意義・目的・役割等について理解する。
	こころとからだのしくみと生活支援技術	基本知識の学習 ・介護の基本的な考え方	理論に基づく介護、法的根拠に基づく介護など介護の基本的な考え方について理解する。
		生活支援技術の学習 ・生活と家事	家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援について理解する。

3. 講師の要件について

(1) 講師の要件は、次のいずれかに該当する者とする。

- ①介護福祉士
- ②介護支援専門員
- ③保健師
- ④指定訪問介護事業所の管理者又はサービス提供責任者
- ⑤その他、上記要件に準ずると認められる者

4. その他

(1) 事業者は、一定の研修修了者を従事させる場合は、研修の内容等が適当か確認し、修了証を適切に保管すること。

(2) 他の事業者が行う研修（合同で実施する場合も含む）を受講した場合も、一定の研修を修了したものとみなす。